

# 平成22年度第2回大阪府都市計画公聴会の開催について

大阪府都市計画公聴会規則(昭和44年大阪府規則68号)第2条の規定により、下記の都市計画変更案の作成について、次のとおり公聴会を開催します。

## 1 公聴会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年9月3日(金) 午前10時から
- (2) 場 所 大阪府新別館北館4階 多目的ホール  
(地下鉄「谷町4丁目」駅下車)

## 2 公述及び傍聴の申出に関する事項

### (1) 公述の申出手続

公聴会で意見を述べることを希望される方は、知事あてに住所、氏名(法人の場合は名称)、利害関係人にあっては利害関係の内容、意見の要旨を記載した公述申出書(様式指定)の提出が必要です(提出方法は郵送または持参)。

### (2) 傍聴の申出手続

公聴会の傍聴を希望される方は、住所、氏名及び電話番号を記載したはがき又は電子メールにより申し込んで下さい。先着順で受け付けます(定員200名)。

## 3 公述の申出先及び問合せ先

大阪府都市整備部総合計画課

住所：540-8570(大阪府庁専用郵便番号)

大阪府中央区大手前二丁目

電話：06-6944-6777(ダイヤルイン)

電子メール：sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

## 4 公述及び傍聴の申出期間

平成22年8月2日(月)から同月16日(月)まで〔必着〕

# 1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

## (1) 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

平成16年4月策定の北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の目標年次である平成22年を迎えること、本格的な人口減少社会の到来や地球環境問題の深刻化、厳しい財政的制約など社会経済情勢が大きく変化していることなどから変更を行う。

対象市町名	変更案の内容
豊能町、能勢町、箕面市、池田市、豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、島本町、摂津市	第1章 都市計画区域マスタープランの役割 第2章 都市計画区域の現状と課題及び今後の方針 第3章 土地利用に関する方針 第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針 第5章 都市魅力の創造

※内容は、別添「変更案」を参照

## (2) 北部大阪都市計画区域区分の変更

北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「区域区分（線引き）の決定に関する方針」に基づき、区域区分の変更を行う。

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市名	地区番号	地区名	変更内容
池田市	1-1	畑五丁目地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。
茨木市	3-1	山手台東町地区	既に市街地を形成している区域として市街化区域へ編入する。

## (3) 北部大阪都市計画用途地域の変更

北部大阪都市計画区域において、区域区分の変更を行うことに伴い、計画的な土地利用と良好な市街地の形成を図るため、用途地域の指定を行う。そのほか、幹線道路沿道及び駅前にふさわしい土地利用の誘導を図る地区等について用途地域を変更すると共に、界線根拠の地形変更等に伴う用途地域の境界線の整理を行う。

種類	面積
第一種低層住居専用地域	約 3,473ha (約 3,471ha)
第二種低層住居専用地域	約 24ha (約 18ha)
第一種中高層住居専用地域	約 5,451ha (約 5,453ha)
第二種中高層住居専用地域	約 2,435ha (約 2,444ha)
第一種住居地域	約 1,922ha (約 1,928ha)
第二種住居地域	約 1,204ha (約 1,206ha)
準住居地域	約 176ha (約 172ha)
近隣商業地域	約 596ha (約 590ha)
準工業地域	約 2,295ha (約 2,290ha)
工業地域	約 671ha (約 673ha)

※面積は、今回変更する用途地域の北部大阪都市計画区域における合計面積であり、( ) 内は現行面積である。

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市名	地区番号	地区名	変更内容 ( ) 内の数字は 容積率/建ぺい率 を示す。単位：%
池田市	1-1	畑五丁目地区	市街化区域への編入に伴い、第一種中高層住居専用地域 (200/60) を指定する。 市街化調整区域への編入に伴い、第一種中高層住居専用地域 (200/60) から無指定に変更する。
	1-2	木部地区	河川改修に伴い、第一種住居地域 (200/60) から無指定に変更する。
吹田市	2-1	大阪高槻京都線沿道 (新芦屋下の一部) 地区	土地利用状況の変化にあわせて、第二種住居地域 (200/60) から第一種中高層住居専用地域 (200/60) に変更する。
	2-2	山田西三丁目 (一部) 地区	土地利用状況の変化にあわせて、第一種中高層住居専用地域 (200/60) 及び第一種低層住居専用地域 (80/40) から第二種低層住居専用地域 (200/60) (建築物の高さの制限 12m) に変更する。

吹田市	2-3	山田西一丁目A地区	土地利用状況の変化にあわせて、第一種住居地域（200/60）から第一種中高層住居専用地域（200/60）に変更する。
	2-4	山田西一丁目B地区	土地利用状況の変化にあわせて、第一種中高層住居専用地域（200/60）から第二種低層住居専用地域（200/60）（建築物の高さの制限12m）に変更する。
	2-5	岸辺駅南地区	駅前にふさわしい土地利用の誘導を図るため、工業地域（200/60）、準工業地域（200/60）及び第一種住居地域（200/60）から近隣商業地域（300/80）、（200/80）に変更する。
	2-6	千里万博公園A地区	界線を地形地物に変更するため、第一種低層住居専用地域（100/50）から第二種住居地域（200/60）に、第二種住居地域（200/60）から第一種低層住居専用地域（100/50）（外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの制限10m）に変更する。
	2-7	山手町二丁目（一部）地区	道路線形にあわせて、第一種低層住居専用地域（100/50）から、近隣商業地域（300/80）に変更する。
	2-8	高城町（一部）地区	界線を地形地物に変更するため、第二種中高層住居専用地域（200/60）から第二種住居地域（200/60）に変更する。
	2-9	寿町二丁目（一部）地区	界線を地形地物に変更するため、第一種住居地域（200/60）から第二種住居地域（200/60）に変更する。
	2-10	川園町（一部）地区	界線根拠の地形変更に伴い、第一種住居地域（200/60）から第一種中高層住居専用地域（200/60）に変更する。
	2-11	千里万博公園B地区	界線を地形地物に変更するため、第二種住居地域（200/60）から第二種中高層住居専用地域（200/60）に、第二種中高層住居専用地域（200/60）から第二種住居地域（200/60）に変更する。

吹田市	2-12	千里山西二丁目（一部）地区	界線を地形地物に変更するため、第一種低層住居専用地域（100/50）から第二種中高層住居専用地域（200/60）に、第二種中高層住居専用地域（200/60）から第一種低層住居専用地域（100/50）（外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの限度10m）に変更する。
	2-13	岸部中二丁目（一部）地区	界線を地形地物に変更するため、第一種住居地域（200/60）から準工業地域（200/60）に変更する。
	2-14	青葉丘南（オチガ池周辺）地区	土地利用状況の変化にあわせて、第二種中高層住居専用地域（200/60）から工業地域（200/60）に変更する。
	2-15	千里万博公園C地区	界線を地形地物に変更するため、第二種中高層住居専用地域（200/60）から第一種低層住居専用地域（100/50）（外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの限度10m）に変更する。
	2-16	千里山駅周辺地区	駅前にふさわしい土地利用の誘導を図るため、第一種中高層住居専用地域（200/60）から近隣商業地域（300/80）に変更する。
	2-17	清水（吹田IC周辺）地区	インターチェンジ周辺にふさわしい土地利用の誘導を図るため、第一種住居地域（200/60）から準住居地域（200/60）に変更する。
	2-18	千里丘豊津線沿道（山田南の一部）地区	幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るため、第二種中高層住居専用地域（200/60）から近隣商業地域（300/80）及び第一種住居地域（200/60）に変更する。
	2-19	服部西之庄線沿道（出口町・泉町の一部）地区	幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るため、第二種中高層住居専用地域（200/60）から第一種住居地域（200/60）に変更する。
茨木市	3-1	山手台東町地区	市街化区域への編入に伴い、第一種低層住居専用地域（100/50）（建築物の高さの制限10m）を指定する。

	3-2	五日市緑町・畑田町地区	幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るため、準住居地域(200/60)及び第二種住居地域(200/60)から準工業地域(200/60)に変更する。
--	-----	-------------	--

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、

- ・ 池田市の都市計画において、高度地区の変更
  - ・ 吹田市の都市計画において、高度地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更、地区計画の決定
  - ・ 茨木市の都市計画において、高度地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更、地区計画の決定
- が予定されています。内容については、各市へお問い合わせください。

#### (4) 北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

都市再開発法第2条の3第1項の規定による都市再開発の方針について、「計画的な再開発が必要な市街地」及び「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加するとともに、再開発の整備の進捗等にあわせて方針の記述の変更等を行う。

※ 変更内容は、次のとおり。

対象市名	変更項目	変更内容
高槻市	計画的な再開発が必要な市街地	高槻中心市街地整備地区、富田都市拠点整備地区及び高槻住環境再整備地区の整備の方針の記述の変更を行う。
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	J R高槻駅北東地区及び大学町地区を追加する。 阪急高槻市駅南地区の計画の概要について記述の変更を行う。

#### (5) 北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定による防災街区の整備の方針について、市街地の整備の方針の追加を行う。

※ 変更内容は、次のとおり。

対象市名	変更項目	変更内容
豊中市	市街地の整備の方針	防災街区の整備の方針の前文として、市街地の整備の考え方を追加する。

(6) 東部大阪都市計画道路の変更

交通渋滞の解消を図るため、都市計画道路大阪住道線の一部区間において、車線の数および幅員の変更を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
大東市	3・4・218-1号 大阪住道線	大東市諸福三丁目、諸福四丁目、諸福五丁目、諸福七丁目、諸福八丁目	一部区間における車線の数、幅員の変更

(7) 東部大阪都市計画土地区画整理事業の変更

土地利用の状況を検討した結果、事業による整備が必要ないことから土地区画整理区域の変更を行う

対象市名	名称	変更区域	変更内容
門真市	四宮土地区画整理事業	門真市四宮一丁目地内	区域変更

(8) 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

平成16年4月策定の南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の目標年次である平成22年を迎えること、本格的な人口減少社会の到来や地球環境問題の深刻化、厳しい財政的制約など社会経済情勢が大きく変化していることなどから変更を行う。

対象市町村名	変更案の内容
松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村、堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、熊取町、阪南市、岬町	第1章 都市計画区域マスタープランの役割 第2章 都市計画区域の現状と課題及び今後の方針 第3章 土地利用に関する方針 第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針 第5章 都市魅力の創造

※内容は、別添「変更案」を参照

(9) 南部大阪都市計画区域区分の変更

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「区域区分（線引き）の決

定に関する方針」に基づき、区域区分の変更を行う。

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市町村名	地区番号	地区名	変更内容
松原市	1-1	西大塚二丁目地区	民間開発事業による計画的な市街地整備が確実な区域として市街化区域へ編入する。
	1-2	三宅西五丁目地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。
羽曳野市	2-1	西浦地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。
大阪狭山市	3-1	東菜萁木二丁目地区	既に市街地を形成している区域として市街化区域へ編入する。
	3-2	半田四丁目地区	既に市街地を形成している区域として市街化区域へ編入する。
	3-3	大野東地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域へ編入する。
	3-4	今熊五・六丁目地区	計画的な市街地整備の見込がないため、市街化調整区域へ編入する。
富田林市	4-1	錦織・伏山・廿山地区	既に市街地を形成している区域として市街化区域へ編入する。
	4-2	梅の里・喜志地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。
河内長野市	5-1	河合寺・末広町地区	既に市街地を形成している区域として市街化区域へ編入する。
河南町	6-1	さくら坂南地区	既に市街地を形成している区域として市街化区域へ編入する。
千早赤阪村	7-1	森屋(1)地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化調整区域へ編入する。
	7-2	森屋(2)地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。
堺市	8-1	黒山地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域へ編入する。
	8-2	小平尾地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。
	8-3	小寺・今井地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。
	8-4	北余部・太井地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街化区域または市街化調整区域へ編入する。



和泉市	9-1	唐国町地区	民間開発事業による計画的な市街地整備が 確実な区域として市街化区域へ編入する。
高石市	10-1	取石地区	地区計画を定めることにより、良好な市街 地の形成が確実な区域として市街化区域へ 編入する。
泉大津市	11-1	夕凧町地区	公有水面埋立事業による計画的な市街地整 備が確実な区域として市街化区域へ編入す る。
	11-2	小津島町地区	公有水面埋立事業による計画的な市街地整 備が確実な区域として市街化区域へ編入す る。
岸和田市	12-1	岸之浦町地区	公有水面埋立事業による計画的な市街地整 備が確実な区域として市街化区域へ編入す る。
泉佐野市	14-1	日根野地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。また、区域区分の境界 線を明確にするため、市街化区域または市 街化調整区域へ編入する。
	14-2	市場東地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。
泉南市	15-1	新家地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。
阪南市	16-1	箱作(1)地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。
	16-2	南山中地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。
	16-3	尾崎町地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。
	16-4	鳥取地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。
	16-5	箱作(2)地区	既に市街地を形成している区域として市街 化区域へ編入する。
	16-6	自然田地区	区域区分の境界線を明確にするため、市街 化区域または市街化調整区域へ編入する。

(10) 南部大阪都市計画用途地域の変更

南部大阪都市計画区域において、区域区分の変更を行うことに伴い、計画的な土  
地利用と良好な市街地の形成を図るため、用途地域の指定を行う。そのほか、幹線

道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図る地区、上位計画の変更等によりまちづくり上の位置づけが変わった地区等について用途地域を変更すると共に、道路線形の変更等に伴う用途地域の境界線の整理を行う。

種類	面積
第一種低層住居専用地域	約 3,832ha (約 3,818ha)
第一種中高層住居専用地域	約 3,759ha (約 3,743ha)
第二種中高層住居専用地域	約 1,912ha (約 1,920ha)
第一種住居地域	約 5,891ha (約 5,881ha)
第二種住居地域	約 1,507ha (約 1,504ha)
準住居地域	約 255ha (約 255ha)
近隣商業地域	約 509ha (約 511ha)
準工業地域	約 5,185ha (約 5,083ha)
工業地域	約 492ha (約 495ha)

※面積は、今回変更する用途地域の南部大阪都市計画区域における合計面積であり、( ) 内は現行面積である。

※変更となる地区は、次のとおり。

対象市町村名	地区番号	地区名	変更内容 ( ) 内の数字は 容積率/建ぺい率 を示す 単位：%
松原市	1-1	西大塚二丁目地区	市街化区域への編入に伴い、第二種中高層住居専用地域 (200/60) 及び準工業地域 (200/60) を指定する。
	1-2	三宅西五丁目地区	市街化区域への編入に伴い、準工業地域 (200/60) を指定する。 市街化調整区域への編入に伴い、準工業地域 (200/60) から無指定へ変更する。
羽曳野市	2-1	西浦地区	市街化区域への編入に伴い、準住居地域 (200/60) 及び第一種住居地域 (200/60) を指定する。 市街化調整区域への編入に伴い、第一種住居地域 (200/60) から無指定へ変更する。

	2-2	学園前四丁目地区	土地利用転換に伴い、第一種中高層住居専用地域(200/60)から第一種低層住居専用地域(100/50)(外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの限度10m)へ、第一種低層住居専用地域(100/50)(外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの限度10m)から第一種中高層住居専用地域(200/60)へ変更する。
	2-3	羽曳が丘西七丁目地区	適切な土地利用の誘導を図るため、第二種住居地域(200/60)から第一種低層住居専用地域(150/60)(外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの限度10m)へ変更する。
大阪狭山市	3-1	東菜萸木二丁目地区	市街化区域への編入に伴い、第二種住居地域(200/60)を指定する。
	3-2	半田四丁目地区	市街化区域への編入に伴い、第一種住居地域(200/60)を指定する。
	3-3	大野東地区	市街化区域への編入に伴い、第一種中高層住居専用地域(200/60)を指定する。
	3-4	今熊五・六丁目地区	市街化調整区域への編入に伴い第二種中高層住居専用地域(200/60)から無指定へ変更する。
	3-5	今熊六丁目地区	適切な土地利用の誘導を図るため、第二種中高層住居専用地域(200/60)から準工業地域(200/60)へ変更する。
	3-6	大野台四丁目地区	利便施設の誘導を図るため、第一種低層住居専用地域(100/50)(外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの限度10m)から第一種中高層住居専用地域(150/60)へ変更する。
富田林市	4-1	錦織・伏山・甘山地区	市街化区域への編入に伴い、第一種低層住居専用地域(100/50)(外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの制限10m)を指定する。

	4-2	梅の里・喜志地区	市街化区域への編入に伴い、第一種低層住居専用地域（100/50）（外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの制限10m）を指定する。 市街化調整区域への編入に伴い第一種低層住居専用地域（100/50）（外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの制限10m）から無指定へ変更する。
	4-3	加太地区	建替え促進を図るため、第一種低層住居専用地域（80/40）（外壁の後退距離の限度1.5m、建築物の高さの制限10m）から第一種低層住居専用地域（150/60）（建築物の高さの制限10m）へ変更する。
河内長野市	5-1	河合寺・末広町地区	市街化区域への編入に伴い、第一種中高層住居専用地域（200/60）を指定する。
河南町	6-1	さくら坂南地区	市街化区域への編入に伴い、第一種低層住居専用地域（100/50）（外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの制限10m）を指定する。
千早赤阪村	7-1	森屋（1）地区	市街化調整区域への編入に伴い第一種住居地域（200/60）から無指定へ変更する。
	7-2	森屋（2）地区	市街化区域への編入に伴い、第一種住居地域（200/60）を指定する。 市街化調整区域への編入に伴い、第一種住居地域（200/60）から無指定へ変更する。
和泉市	9-1	唐国町地区	市街化区域への編入に伴い、第一種住居地域（200/60）及び準工業地域（200/60）を指定する。
高石市	10-1	取石地区	市街化区域への編入に伴い、第一種住居地域（200/60）及び準工業地域（200/60）を指定する。
泉大津市	11-1	夕凧町地区	市街化区域への編入に伴い、準工業地域（200/60）を指定する。
	11-2	小津島町地区	市街化区域への編入に伴い、準工業地域（200/60）を指定する。
岸和田市	12-1	岸之浦町地区	市街化区域への編入に伴い、準工業地域（200/60）を指定する。

貝塚市	13-1	大阪窯業跡地地区	適切な土地利用の誘導を図るため、工業地域(200/60)から第一種住居地域(200/60)へ変更する。
	13-2	二色一丁目地区	適切な土地利用の誘導を図るため、近隣商業地域(200/80)から第一種中高層住居専用地域(200/60)へ変更する。
泉佐野市	14-1	日根野地区	市街化区域への編入に伴い、第二種中高層住居専用地域(200/60)、準工業地域(200/60)及び第一種低層住居専用地域(80/40)(外壁の後退距離の限度1.5m、建築物の高さの制限10m)へ変更する。 市街化調整区域への編入に伴い、準工業地域(200/60)から無指定へ変更する。また、準工業地域(200/60)から第二種中高層住居専用地域(200/60)へ変更する。
	14-2	市場東地区	市街化区域への編入に伴い、第二種中高層住居専用地域(200/60)及び第一種住居地域(200/60)を指定する。
泉南市	15-1	新家地区	市街化区域への編入に伴い、第一種中高層住居専用地域(200/60)を指定する。
	15-2	樽井駅周辺地区	道路線形の変更に伴い、第一種住居地域(200/60)から近隣商業地域(300/80)へ変更する。
阪南市	16-1	箱作(1)地区	市街化区域への編入に伴い、第一種低層住居専用地域(100/50)(外壁の後退距離の限度1.0m、建築物の高さの制限10m)を指定する。
	16-2	南山中地区	市街化区域への編入に伴い、第二種住居地域(200/60)を指定する。また、適切な土地利用の誘導を図るため、第一種中高層住居専用地域(200/60)から第二種住居地域(200/60)へ変更する。
	16-3	尾崎町地区	市街化区域への編入に伴い、準工業地域(200/60)を指定する。
	16-4	鳥取地区	市街化区域への編入に伴い、準工業地域(200/60)を指定する。
	16-5	箱作(2)地区	市街化区域への編入に伴い、準工業地域(200/60)を指定する。

	16-6	自然田地区	市街化区域への編入に伴い、第二種住居地域(200/60)を指定する。 市街化調整区域への編入に伴い、第二種住居地域(200/60)から無指定へ変更する。
--	------	-------	---

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、

- ・ 松原市の都市計画において、特別用途地区の変更、地区計画の決定
  - ・ 羽曳野市の都市計画において、地区計画の変更
  - ・ 河内長野市の都市計画において、高度地区の変更、地区計画の決定
  - ・ 河南町の都市計画において、地区計画の決定
  - ・ 高石市の都市計画において、地区計画の決定
  - ・ 和泉市の都市計画において、地区計画の決定
  - ・ 貝塚市の都市計画において、防火地域及び準防火地域の変更
  - ・ 阪南市の都市計画において、高度地区の変更、地区計画の決定
- が予定されています。内容については、各市へお問い合わせください

(11) 南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

都市再開発法第2条の3第1項の規定による都市再開発の方針について、「計画的な再開発が必要な市街地」及び「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を追加、削除するとともに、再開発の整備の進捗等にあわせて方針の記述の変更等を行う。

※ 変更内容は、次のとおり。

対象市名	変更項目	変更内容
河内長野市、堺市、高石市	計画的な再開発が必要な市街地	三日市周辺市街地、三宝・浅香山駅西周辺市街地、堺市都心周辺市街地、浜寺・石津周辺市街地、JR堺駅・三国ヶ丘駅周辺市街地、北花田周辺市街地、中百舌鳥周辺市街地、JR鳳駅前周辺市街地、南海初芝・白鷺駅前周辺市街地、南海北野田駅前周辺市街地、上野芝・百舌鳥周辺市街地、築港新町市街地、南海高石駅周辺地区及び南海羽衣駅周辺地区の整備の方針の記述の変更を行う。 また、築港八幡町市街地の名称を築港八幡町・匠町市街地に変更し、整備の方針の記述の変更を行う。

	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	<p>南海高石駅東B地区を削除する。</p> <p>湊地区と湊西地区を統合し名称を新湊地区に、また、南海羽衣駅前東地区を拡大し名称を南海羽衣駅前地区にそれぞれ変更し、計画の概要について記述の変更を行う。</p> <p>南海三日市町駅周辺地区、堺旧港周辺地区、堺市中心市街地地区、東湊地区、南海浜寺公園駅前地区、中百舌鳥駅前周辺地区、J R鳳駅周辺地区、中百舌鳥団地地区、南海北野田駅前地区及び南海高石駅西地区の計画の概要について記述の変更を行うとともに、築港八幡地区の名称を築港八幡・匠地区に変更する。</p>
--	---------------------------------	---

(12) 南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定による防災街区の整備の方針について、市街地の整備の方針を追加するとともに、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画の概要について記述の変更を行う。

※ 変更内容は、次のとおり。

対象市名	変更項目	変更内容
堺市、岸和田市	市街地の整備の方針	防災街区の整備の方針の前文として、市街地の整備の考え方を追加する。
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	湊地区と湊西地区を統合し名称を新湊地区に変更する。また、東湊地区及びJ R東岸和田駅東地区の計画の概要について記述の変更を行う。

(13) 南部大阪都市計画臨港地区の変更

阪南港について、港湾計画にもとづき地区の変更を行う。

対象市名	名称	変更区域	現行臨港地区面積	変更案臨港地区面積
岸和田市	阪南港臨港地区	岸和田市岸之浦町地内	約 165.9ha	約 179.3ha

(14) 南部大阪都市計画公園の変更

長野公園について、施設配置計画を精査した結果、区域の境界の一部を整正する

変更を行う。

対象市名	名称	変更区域	変更内容
河内長野市	9・5・1号 長野公園	河内長野市末広町、河合寺 地内	区域の境界の整正

## 2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

### (1) 掲示場所

市役所	府庁
豊能町建設環境部建設課	都市整備部総合計画課
能勢町環境創造部地域整備課	
箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策課	
池田市都市建設部まちづくり課	
豊中市まちづくり推進部都市計画課	
吹田市都市整備部都市整備室	
茨木市都市整備部都市政策課	
高槻市都市産業部都市政策室	
島本町総合政策部政策推進課	
摂津市都市整備部都市計画課	
大東市街づくり部都市政策課	
門真市都市建設部都市政策課	
松原市都市整備部都市政策課	
藤井寺市都市整備部まちづくり推進課	
羽曳野市都市開発部都市計画課	
大阪狭山市都市整備部都市計画グループ	
富田林市まちづくり政策部まちづくり推進課	
河内長野市都市建設部まちづくり推進室	



河南町まち創造部まちづくり推進課	
太子町まちづくり推進部にぎわいまちづくりグループ	
千早赤阪村建設課	
堺市建築都市局都市計画部都市計画課	
和泉市都市デザイン部都市政策課	
高石市土木部都市計画課	
泉大津市都市整備部まちづくり政策課	
忠岡町事業部建設課	
岸和田市まちづくり推進部都市計画課	
貝塚市都市政策部都市計画課	
泉佐野市都市整備部都市計画課	
田尻町事業部都市政策課	
泉南市都市整備部都市計画課	
熊取町事業部まちづくり計画課	
阪南市事業部都市整備課	
岬町都市整備部事業課	

(2) 掲示期間

平成22年8月2日(月)から同月16日(月)まで